

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇ IMF・世銀年次総会の開催

1. 第28回 IMF・世銀年次総会は、9月24日から28日までの5日間、ケニアのナイロビで加盟126か国の代表が参加して開催された。今次総会では、昨秋来「国際通貨制度の改革および関連事項に関する総務会委員会」(いわゆる20か国委員会)を中心に続けられてきた国際通貨制度改革問題のほか、発展途上国問題およびインフレ問題が論議の中心となった。

このうち、国際通貨制度改革問題に関する各國代表の総会演説は、おおむね従来からの主張の繰返しにとどまり、制度改革の焦点である「国際収支調整過程」、「資産決済」等の問題については実質的にとくに新しい提案はみられなかった。もっとも、IMF総務会は9月28日、総会初日に公表された20か国委員会の「国際通貨制度改革第1次概要」(10月号「要録」参照)等に留意(note)するとともに、20か国委員会に対し可及的速やかに改革のための最終勧告の起草を終えるよう求めた決議を採択した。

2. 総会における主要論点は以下のとおり。

#### (1) 国際通貨制度改革問題

準備指標に重点を置いた国際収支調整メカニズムの確立については原則的に合意されているが、その具体策となると、客観的指標に基づき黒字国・赤字国双方に対称的な厳しい調整圧力が及ぶように調整過程を強化すべきであると主張する米国と、こうした指標は「人間の判断にとってかわることはできない」とするフランスなどとの間にはなおかなりの開きがある。これに関連して、フランスが交換性回復こそ通貨制度改革の要であり、すべての問題に優先するとしてその緊要性を強調、また英国は、①国際収支調整と交換性の問題は表裏一体に扱うべきである、②交換性のシステムは一般的に厳格なものでなければならない、としても、一時的な圧力に対しては国際的合意に基づき弾力的に対処しうるものであるべきであるとして、非弾力的な交換性決めには反対の立場を表明した。

一方、準備資産については、SDRを主要な準備資産とする点でおおむね各國の意見一致をみているが、他の準備資産の扱いについては、金と通貨準備の役割の縮小を主張する米国と、金も従来同様の機能を

維持すべきであると主張するフランスとの相違が目だった。なお、変動為替相場制について、フランスやオランダなどがインフレ抑制効果がなく、適正相場を保証するものでもないとしてこれに消極的な立場を表明。

#### (2) 発展途上国問題

マクナマラ世銀総裁が第2次5か年計画(1974~78年度)の達成に注力する旨表明したほか、発展途上国側が債務負担の増大、国際通貨不安に伴う悪影響を指摘するとともに、SDR・援助リンクの早期実現を強く要望した。これに対し、フランス、イタリア等がこれを支持したものの、米国はSDRと援助のリンクが通貨安定にも経済発展にも寄与しないとして両者を切り離すよう主張した。

#### (3) インフレ問題

最近のインフレの持続がインフレ期待の定着を招いているほか、国際通貨、貿易へも悪影響を与えており、各国ともインフレ抑制策の緊要性を指摘した。インフレの原因については、各國の同時的な景気拡大のほか米国の赤字に起因する過剰流動性の存在、変動相場制下における国内政策運営節度の欠如にこれを求めるものが多く、その対処策としては、所得政策導入の必要性も示唆されたが(ウィッテフェーン専務理事)、米国をも含めそのかぎはやはり財政金融政策にあるとの主張が表明された。

## 米州諸国

#### ◇ 米ドルの新平価設定

米国政府は10月15日、平価変更法修正法(9月21日成立、10月号「要録」参照注)に統じて関連歳出予算法(米ドル減価に伴うIMF等国際機関への追加出資/総額約22億ドル)に関するものが成立したのに伴い、IMFに対して、米ドルの平価を1ドル当り純金<sup>1/38</sup>トロイ・オンスから1ドル当り0.828948 SDR、すなわち(or)純金0.0236842トロイ・オンスに変更(10月18日午前12時1分発効)することを提議した。IMF理事会は17日、これに同意(concur)した。

(注) 10月号「要録」の「米国、平価変更法修正法成立」中の英文のうち [one thirty-eighth of a fine troy ounce of gold] を削除します。

#### ◇ 米国連邦準備制度理事会、一部定期預金に対する金利上限を設定

米国連邦準備制度理事会は10月17日、①「金額1,000ドル以上10万ドル未満、かつ期間4年以上の定期預金」

につき 7.25% の金利上限を設けるとともに、②同預金に対して設定されていた限度額(定期性預金残高の 5%相当額)を撤廃し、11月 1 日から実施する旨発表した(レギュレーション Q の改正)。

本措置は、さきのレギュレーション Q 改正により、金利上限のない上記預金区分が新設された(7月 1 日実施、8月号「要録」参照)ことから、高利を武器とした銀行の預金獲得競争が激しくなり、これが野奢金融機関からの資金流出を招いたとして同筋からの批判が強まり、これに押された議会が、10月 2 日に至って同預金に対しても金利上限の設定を義務づける法案を可決したことについて採られたものである。

## 欧州諸国

### ◆ EC、フィンランドとの自由貿易協定に調印

1. EC は 10 月 5 日、フィンランドとの工業製品に関する自由貿易協定に調印した。本協定は、すでに昨年 7 月時点で内容について両者間の合意が成立していたが(47 年 8 月号「要録」参照)、フィンランド側の事情(注 1)で調印が延期されていたものである。今後関係国間の批准を経て 74 年 1 月 1 日に発効の予定とされている。

(注 1) フィンランドは昨年 7 月、他の残存 EFTA 諸国と同時に本協定に調印する予定であったが、当時内閣が総辞職していたうえ、同国の EC 接近をさう隣国ソ連の政治的圧力もあって、調印を延期していた。しかし同国は本年 5 月 16 日、コメコンとの間に経済科学技術協力協定を締結するに至ったこと(7月 14 日発効)など調整がとられたこともあって、調印の機運はしだいに熟していた。

2. 本協定の内容は、総じて残存 EFTA 諸国(ノルウェーを含む)と締結した協定と同一である(注 2)が、中立性をとくに意識したフィンランド側の事情もあって発展条項が付されていない点が主たる相違点である。

(注 2) すなわち、①EC 諸国とフィンランドとの間の工業製品の貿易を 77 年 7 月 1 日以降、原則として無税かつ無制限とするための相互の関税引下げ(協定が 74 年 1 月 1 日発効の場合、74 年 1 月 1 日に 40%、75、76 年の各 1 月 1 日ならびに 77 年 7 月 1 日に各 20%ずつ。なお英国、デンマークの旧 EFTA 諸国とは引き続き無関税)、②EC と他の残存 EFTA 諸国間および残存 EFTA 諸国間と同一の原産地証明に関する規則の適用、③関係国委員会(Comité mixte)の設置、など。なお、上述の工業製品の関税撤廃にあたり例外項目として、EC 側は、①紙および製紙原料(フィンランドから EC 向け輸出の約 60%相当)につき 10 年間(84 年 1 月 1 日まで)、②一部鉄合金および繊維製品につき 6 年間(80 年 1 月 1 日まで)、またフィンランド側は、化学、繊維、ゴム、皮革、電機製品等につき、品目により 11 年間(85 年 1 月 1 日まで)、ないし 7 年間(81 年 1 月 1 日まで)、とそれそれ過渡期間につき特例を設けることにしている。

### ◆ EC、イタリアにおける農産物価格を引き上げ

1. EC 関係理事会(農相)は 10 月 22、23 日の会議において、イタリアにおける農産物価格を、リラの対 EC 計算

単位(ただし EC 共通農業政策で使用分のみ)価値を引き下げるによって漸進的に引き上げる旨決定した。本措置によると、イタリアの農産物価格は、11月 1 日以降 4%、74/75 農業年度開始日(注 1)からさらに 3.5% 引き上げられることになっている(ただし、砂糖のみは 1 回限り 74 年 7 月 1 日に 7.5% 引き上げ)。

(注 1) 農産物によって異なり、たとえば肉類、乳製品は 4 月 1 日、穀物は 8 月 1 日など(6 月号「要録」参照)。

2. イタリア・リラの変動相場制移行(本年 2 月)後、リラの EC 計算単位に対する相場がかなり下落しているところから、イタリアが他の EC 諸国との農産物取引にあたってはその分だけ大幅な調整金率(輸入補助金、輸出課徴金)を適用せざるをえなくなっていた。本措置はこうした事態を改善するために採られたもので、引上げ幅自体はなお不十分とはいえ、調整金制度の実施により事实上分断されている共同農業市場の一体化に資するものと評価される(注 2)。なお、イタリアは今春 73/74 農業年度の統一農産物価格決定にあたり、国内インフレに対する配慮から一部品目に限って若干高めの価格を設定するにとどめていたが(6 月号「要録」参照)、今夏以降インフレ対策を強化しているうえ、国内の農家とくに乳製品関係者から他の EC 諸国製品に対する輸入補助金が多すぎるとの苦情が出ている事情もあって、上述の措置に踏み切ったものとみられる。

(注 2) 共同農業市場の一体化の動きは、本年 6 月の調整金制度の改訂以降も、マルクの切上げ(6 月 29 日、対 SDR +5.5%)によって阻害され、西ドイツの調整金率は 7 月 2 日以降 7.2% からさらに 5.5% 方かさ上げされた。もっとも、ギルダーの切上げ(9 月 17 日、対 SDR +5.0%)に際しては、オランダが調整金率を据え置き国内価格を引き下げる方針を打ち出したため問題とはならなかった。

### ◆ 英国政府、所得政策「第 3 段階」案を発表

1. 英国政府は 10 月 8 日、「第 3 段における価格・賃金規則」と題する文書を発表、11 月以降の所得政策「第 3 段階」の政府案を明らかにした。同書は賃金・物価の自主規制が成立しなかったため、「第 3 段階」においても法的規制を継続せざるをえないとして、価格・賃金規則(Price and Pay Code)に概要以下の修正を加えることを提案している(「第 2 段階」の内容については 2 月号および 4 月号「要録」参照)。

#### (1) 価格、利潤、配当規制

イ. 企業が利益率規制をのがれるためにコスト・利益計算を部門別に行うことを禁止。

ロ. 中堅企業(製造業では年間売上高 5~50 百万ポンドの企業)の価格引上げは、そのつど物価委員会へ通告する。

ハ. 設備償却費増加を「やむをえざるコスト上昇」に算入することを認める。

ニ. 價格規制による売上高利益率低下を10%にとどめる。

ホ. 低収益企業に対する価格規制適用の緩和。

ヘ. 設備投資資金調達の必要がある場合の配当規制の緩和。

## (2) 賃金規制

イ. 職種別グループごとの賃上げ幅の上限を、原則として現行の7%増または1人当たり週2.25ポンドとする。なお1人当たり年間賃上げ幅の上限は350ポンドとする。

ロ. 上記に加え、労使の個別交渉により次の賃上げを認める。ただしそのすべてにつき賃金委員会に対し報告を行うこととし、とくに、(甲)、(乙)については事前の許可を要することとする。

(甲) 賃金体系修正、配置転換等の必要に応じた1%までの引上げ(flexibility margin)。

(乙) 新規の生産性向上計画(efficiency scheme)によって労働コストが著しく低下した場合の特別賃上げ。

(丙) 夜間・週末勤務手当、ロンドン勤務手当の引上げ。

(丁) 昨年11月の凍結措置導入に伴う賃金体系のゆがみ是正のための賃上げ。

(戊) 小売物価が1973年10月の水準を7%上回るに至った場合週40ペンス、それをさらに上回った場合1%につき週40ペンスまでの賃金引上げ(threshold agreement)。

2. 同書は上記変更の目的につき以下の説明を行っている。

(1) 價格、利潤、配当……規制の有効性確保、公平化および設備投資の促進を図る。

(2) 賃金……①規制を公平なものとすると同時に低所得者層の救済を図る、②労使の個別交渉による決定の余地を残した弾力的なものとする、③インフレが進行した場合にも生活水準の向上を確保できるものとする。

3. なお、政府は本書発表と同時に、次の3措置をとる旨発表した。

(1) 老齢年金受給者に対する10ポンドのクリスマス・ボーナスの支給。

(2) 住宅金融協会の抵当貸付金利につき、最初の自家取得者に対して5年間金利を2.5%引き下げ。

(3) 金融機関の英蘭銀行に対する特別預金のうち、当座預金にかかる分につき付利停止。

これらの措置は、それぞれ1.(2)の変更の恩恵を受けない年金生活者の救済、住宅金融ひつ迫の一部緩和、金融引締めに伴う「銀行のもうけすぎ」の是正を図ったものである。

## ◆英国政府、外貨借入れ促進措置を実施

英國政府は10月19日、以下のような外貨借入れ促進措置を発表した。両措置とも、英國経常収支の大幅赤字傾向にかんがみ、外貨準備の補強を図ったものとみられる。

(1) 地方公共団体、国有企業等公共部門の期間5年以上の外貨借入れについては、ドル建以外の借入れに対しても、英蘭銀行(為替平衡勘定)が直先バーによるスワップに応じることにより、為替リスク・カバーを供与する(注)。ただし大蔵省は事前に借入れ通貨、金額、タイミング等につき審査を行う。

(注) 本措置は1969年初から1972年3月まで行われた措置(44年3月号「要録」参照)を全面復活したものである。なお、ドル建分についてはすでに3月6日に復活をみていた(4月号「要録」参照)。

(2) 英国居住者による国内要資および対外経常支払い要資のための外貨建借入れの許可基準を、期間5年以上から2年以上に改める。ただし許可に際しては、資金の使途が国内銀行のポンド建貸出に関するその時々の英蘭銀行の質的指導(qualitative guidance)に反しないことが条件となる。

## ◆西ドイツ、ブンデス銀行、再割引枠の使用限度引下げ等を決定

1. ブンデス銀行は、10月4日の定例中央銀行理事会において下記の措置を決定した。

(1) 従来一律60%としてきた再割引枠の使用限度を次のとおり引き下げ即日実施する。

イ. 本年8月31日現在の自己資本が100百万マルクを超える金融機関……………45%

ロ. 同50百万マルクを超える100百万マルク以下の金融機関……………55%

ハ. その他の金融機関……………60%(従来どおり)

(2) 非居住者債務増加額に対する追加準備率に関し同増加額計算の基礎となる基準残高を15%縮減し、10月1日から実施する。

(3) 対~~非~~居住者債務に対する準備率を当座性債務および定期性債務に関し、本年9月の水準より3%引き上げ11月1日から実施する。

2. 本措置に関するブンデス銀行のコミュニケ要旨は次のとおり。

## 西ドイツの最低準備率

(単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
対象債務10億マルク以上	20.1 〔 19.55 〕 〔 40 )	15.5 〔 15.05 〕 〔 40 )	13.95 〔 13.55 〕 〔 35 )	9.25	7.75
	18.55 〔 18.05 〕 〔 40 )	13.95 〔 13.55 〕 〔 40 )	12.4 〔 12.00 〕 〔 35 )		
	17.05 〔 16.55 〕 〔 40 )	12.4 〔 12.00 〕 〔 40 )	10.85 〔 10.50 〕 〔 35 )		
	15.5 〔 15.05 〕 〔 40 )	10.85 〔 10.50 〕 〔 40 )	9.3 〔 9.00 〕 〔 35 )		
増加備額率 (対非居住者債務) 〔 対してのみ 〕	( 60 )				

- (注) 1. ( ) 内は対国内債務旧レート(73年3月1日以降)、( ) 内は対非居住者債務現行適用率。  
 2. 「金融機関の規模」とは、対象となる債務残高の規模。  
 3. 「当座性債務」「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。  
 I … ブンデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関。  
 II … その他の地域の金融機関。
4. 対非居住者債務に対する増加額準備率の算定基準(10月1日以降、カッコ内は変更前/7月1日以降)。71年10月23、31日、11月7、15日各時点債務平均の63.75%(75%)、または70年同時点債務平均の51%(60%)。

51.5%

「本措置により、10~11月にかけて25億マルクの銀行流動性が吸収されることとなろう。本措置は9月中旬以降の外資流入に起因する追加流動性の吸収を図ることをそのねらいとしており、引締め政策の強化を意味するものではない」。

## ◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を公表

西ドイツの民間5大経済研究所(注)は10月22日、恒例(年2回)の共同景気見通し、政策提言等を公表した。

主要点は以下のとおり。

## (1) 景気見通し

イ. 世界経済……米国、西欧諸国、日本等先進工業諸国の景気はほぼ今夏にピークを越えており、来年は景気の下降が予想される(実質成長率4.5%と予測)が、各国の経済政策のスタンスからみて世界的な景気後退(eine weltweite Rezession)をもたらすとは思われない。これら諸国における物価上昇率は大幅賃上げ、景気のスロー・ダウンを映じた生産性の低下などから目だてて低下するとはみられない。このため、各国とも物価安定と完全雇用維持の政策目標間の相剋激化に直面しよう。その際所得政策は有益であろう。

うが、労使が賃金・物価引上げの節度を守ることが前提である。

ロ. 西ドイツ経済……今次中東戦争の影響がほぼ皆無あるとの仮定に立てば、来年の実質GDP成長率は3%(本年は6%の見込み)に低下しよう。これは、①国内固定資本形成(機械設備投資と建設投資)の鈍化、②海外需要の増勢鈍化、③個人消費の伸び率低下、などを主因としている。

また、物価は大幅賃上げを背景に騰勢持続が予想される(GNPデフレーター上昇率予測73年6.5%、74年7%)が、総需要のスロー・ダウンに伴い、コスト上昇分を価格に転嫁する可能性が漸次薄らいでいくことも期待できよう。

## (2) 政策提言

イ. 物価安定の緊急性からみて、政府は現行のインフレ対策を堅持すべきであり、金融引締め緩和、減税等を行なうべきではない。

## 西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質、前年比伸び率・%)

	1972年	1973年 (実績)	1974年 (予想)
G N P	+ 2.9	+ 6.0	+ 3.0
個 人 消 費	+ 3.5	+ 4.5	+ 4.0
政 府 支 出	+ 4.4	+ 3.0	+ 3.5
機 械 設 備 投 資	+ 0.3	+ 4.0	+ 3.0
建 設 投 資	+ 3.4	+ 2.0	- 1.0
輸 出	+ 7.6	+ 16.0	+ 7.0
輸 入	+ 8.1	+ 11.5	+ 7.0
G N P デフレーター	+ 6.1	+ 6.5	+ 7.0
個人消費デフレーター	+ 5.8	+ 7.0	+ 6.0

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin  
(Institut für Konjunkturforschung)

HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung-Hamburg

IFO-Institut für Wirtschaftsforschung, München

Institut für Weltwirtschaft an der Universität, Kiel

Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen

ロ. しかしながら、西ドイツがインフレ対策を堅持していく一方で、他のEC諸国が西ドイツと調和した金融政策を実施しない場合には、共同フロート内部でマルクに対する圧力が高まることとなる。その際、他の共同フロート参加国通貨の買支えによって現行引締め路線を崩すようなことがあってはならない。

ハ. 目下のところEC諸国間の景気局面にはかなりのずれがあるため、先行き共同フロート参加通貨間の緊張が高まる可能性が強いが、これに対する唯一の解決策は為替レートの調整である。

#### ◇フランス、短資流入抑制措置を撤廃

1. フランス大蔵省およびフランス銀行は、このほど本年3月に導入した一連の短資流入抑制措置(4月号「要録」参照)の撤廃を決定した。

今次決定の概要は次のとおり。

- (1) 非居住者自由フランによる短期証券等の購入禁止を解除(10月5日実施)。
- (2) 非居住者預金増加額に対する準備預金の廃止(10月21日の準備預金計算期間から廃止)。

なお、同時に非居住者定期性預金残高に対する準備率は従来の6%から5%に引き下げられ、この結果、預金準備率は居住者預金、非居住者預金とも同水準となつた(要求払債務に対し14%、定期性債務に対し5%)。

- (3) 非居住者預金に対する付利禁止の解除およびこれを補完するものとして実施されていた為替銀行に対するポジション規制(非居住者との取引にかかる外貨先物買持ちポジションを本年2月28日の残高以下に抑える)の解除。

2. 今次措置は、フランス・フランの相場がこのところ共同フロート通貨中最弱で推移し、9月にはギルダー切上げに端を発してフラン売りが強まるなどフラン相場が軟弱な地合いで推移しているのにかんがみ、短資流入のある程度の増大をねらったものとみられている。

#### ◇フランス、準備預金積み不足に対する過急金利率を引上げ

1. 国家信用理事会は10月11日、準備預金積み不足に対する過急金利率の最高限度をこれまでの「公定歩合+年利3%」(1971年2月26日決定)から、「日歩0.1%」(年利36%)に引き上げる旨決定した。

フランス銀行は本措置を受けて10月12日、これまで適用していた過急金利率(一律14%<公定歩合+年利3

%>)を次のように2本建てとし、10月21日の準備預金計算期間から適用することを決定した。

通常過急金利率 公定歩合+年利3%

特別過急金利率 日歩0.1%

2. 最近、金融市場金利は公定歩合を1%前後上回る事態が生じ、一部の銀行に意図的とも思われる積み不足がみられるなど、過急金利率の罰則効果が低下していた。今回の決定は、このように積み不足が常態化している銀行あるいは故意に積み不足を行った銀行に対し特別過急金利率を適用し、意図せざる要因から一時的に積み不足となった銀行と峻別することにより、銀行の準備預金積立義務の履行徹底を促すためにとられたものである。

#### ◇イタリア銀行、中小企業関係商業手形再割引につき公定歩合の高率適用を除外

イタリア銀行は10月9日、中小企業関係商業手形再割引については商業手形割引歩合の高率金利の適用を除外することを決定、即日実施した。商業手形の再割引に際しては、当該再割引実行直前の半期(1~6月または7~12月)の再割引実行額の平均残高が支払準備積立所要額の5%を超える銀行に対しては基準歩合(6.5%)の3%高い高率金利が適用されているが、今次措置により、これらの銀行は中小企業関係手形に限り基準歩合で再割引を受けられることとなった。これは、さる9月17日から公定歩合が引き上げられた(商業手形割引歩合、4.0→6.5%)が、これにより中小企業向け金融が過度に抑制されることを防止するためにとられた措置である。

#### ◇イタリア、物価凍結措置を延長

イタリア政府は10月17日、さる7月末以来実施され、10月末で一応期限切れとなる価格凍結措置を11月以降も延長する旨決定した。この結果、主要農産物、生活必需品、大企業製品の価格は引き続き凍結されることとなつたが、今回新たに工業省の認可を条件に値上げが認められる余地を残すなど、規制がやや弾力化された。

#### ◇オランダ、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は10月15日、公定歩合の0.5%引上げをはじめとする以下の措置を翌16日から実施する旨発表した。

- (1) 基準割引歩合(為替手形および政府証券の割引歩合)ならびにその他の割引・貸付歩合を一律0.5%引き上げる。

この結果、同行の公定歩合は以下のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

### 割引歩合

為替手形および政府証券	7.0% (6.5%)
約束手形	8.0% (7.5%)
当座貸越および担保貸付利子歩合	
個人・私企業向け	9.0% (8.5%)
その他向け	8.0% (7.5%)

(2) 貸出の高率適用レート(注)を従来の3%から2%に引き下げる。

(注) the special commission……本年9月から明年2月までの半年間に一定の貸出限度額を超えた場合、公定歩合に乗せられる。

2. オランダ銀行では今回の措置につき、「最近の市中金利の上昇から公定歩合をこれに適合した水準に引き上げるとともに、短期金利に対する上昇圧力を緩和するため、高率適用レートの引下げを行ったもの」とコメントしている。

なお、今回の公定歩合引上げは6月以来5回目であり、引上げ幅は通算で基準割引歩合3.0%、その他割引・貸付歩合3.5%となった。

### ◇オランダ、輸出為替リスク保険制度を創設

オランダ政府は10月7日、2年以上の長期契約に基づく資本財輸出業者に対し、オランダ信用保険会社(NCM)を通じて為替リスク保険を供与する旨発表した。本保険制度の対象となる通貨は、フランス・フラン、ベルギー・フラン、スイス・フラン、ドイツ・マルク、リラ、英ポンド、米ドル、カナダ・ドル、オーストリア・シリング、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネおよびスウェーデン・クローネであり、NCMはこれら通貨にかかる為替差損の3%を超える部分(3%までは自己負担)を補償することとされているが、同時に、3%以上の為替差益が生じた場合には、3%超の部分をNCMに納入することとされている。

### ◇ベルギー、公定歩合を引上げ

1. ベルギー国民銀行は10月3日、公定歩合を0.5%引き上げ4日から実施することを決定した。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

#### 割引

銀行引受手形(銀行を支払場所とするもの)および輸出、輸入関係手形	7.0% (6.5%)
その他の手形	8.5% (8.0%)
貸付	8.5% (8.0%)

2. 本措置は、これまでの金融引締め措置(前回、8月2日に0.5%引上げ)にもかかわらず、国内景気に鎮静化の傾向がうかがわれないために実施されたものである

が、市中金利がかなり高水準(翌日のインター・バンク・レート、10月3日7.85%)となっており、金利体系上のゆがみを是正する必要も生じていた。

### ◇ベルギー、流動性吸収措置を強化

1. ベルギー国民銀行は昨年7月以降、金融機関との間に国内流動性吸収に関する紳士協定を結んでいる(3~4ヶ月ごとに更改)が、9月28日、現行協定の期限切れ(9月末)を控え従来の措置(債務の一定割合をベルギー国民銀行に凍結)を強化するとともに、新たに貸出に対しても準備預金を課す等を内容とした紳士協定の改訂につき、関係金融機関との合意に達した(期間73年10月1日~74年1月31日)。

2. 協定の概要は次のとおり。

#### (1) 貸出に対する準備預金

1.(1) 銀行に対しては対象期間の各月末残高から基準貸出残高(①本年3、4、5月末残高の平均の105.22%または、②1972年12月末残高の109.6%のいずれか大きい額)を控除した部分につき3段階(7%、20%、30%)の準備率を課す。

(2) その他金融機関に対しては、対象期間の各月末における年初来の新規貸出額(累積額、以下同じ)から基準貸出額(本年1~7月までの新規貸出額と72年7月1日~73年6月30日までの新規貸出額の12分の2との合計額)を控除した部分につき3段階(3.5%、10%、15%)の準備率を課す。

ロ. 3段階の準備率の適用方法は以下のとおりで、基準貸出残高(ないしは基準貸出額)を上回る度合いに応じ準備率はアップする。

期間	準備率 7% (3.5%)	20% (10%)	30% (15%)
1973年 10月末	100超~100.6 までの範囲	100.6超~101.2 までの範囲	101.2超
11〃	100〃~101.2 〃	101.2〃~102.4 〃	102.4〃
12〃	100〃~101.8 〃	101.8〃~103.6 〃	103.6〃
1974年 1月末	100〃~102.4 〃	102.4〃~104.8 〃	104.8〃

(注) 1. 指数は基準貸出残高(ないしは基準貸出額)を100としたもの。

2. 準備率は銀行の場合、カッコ内がその他金融機関に適用される。

ハ. 所要準備額はロ.で計算された額から一定額を控除した額とする。

控除額は以下のとおりとする。

## 百万ベルギー・フラン

1973年10月末	2
11月〃	3
12月〃	5
1974年1月〃	6

ニ. 所要準備額の積立期間は翌月の20日から翌々月の19日までとする。

## (2) 債務に対する準備預金

イ. 対象債務に応じ以下の料率を適用する。

- (イ) 72年8月31日～11月1日における自由ベルギー・フラン建債務(ネット)の平均残高に対し25%。
- (ロ) 自由ベルギー・フラン建債務(ネット)の各旬平均残高(9月11日以降)の上記(イ)の平均残高との差額に対し100%。
- (ハ) 公定市場取引に係わる直物外貨ポジションの平均残高(計算期間は(ロ)に同じ)を本年2月1日～10日(あるいは本年7月1日～8月31日)の平均残高と比較し、売持ちポジションの増加分(あるいは買持ちポジションの減少分)に対し100%。
- (ヘ) ベルギー・フラン建要求払債務ならびに外貨建債務(ネット)の過去3か月間の月末残の平均(以下同じ)に対し5%(従来4%)。
- (ホ) ベルギー・フラン建その他債務(期間2年以下)の平均に対し1.875%(従来1.5%)。
- (ヘ) ベルギー・フラン建債務(期間2年超)の平均に対し0.625%(従来0.5%)。

ロ. 所要準備額の積立期間は、(イ)～(ハ)の合計額は計算期間の2旬後(たとえば計算期間が9月11日～20日の場合、積立期間は10月1日～10日)、(ヘ)～(ヘ)の合計額は翌々月の20日から次の月の19日まで(たとえば計算期間が7、8、9月末の場合、積立期間は11月20日～12月19日)とする。

ハ. (ヘ)～(ヘ)に対する所要積立額は、(ヘ)～(ヘ)の合計額に積立期間に応じ一定割合(預入率)を乗じたものから一定額(30百万ベルギー・フラン)を控除したものとする。

預入率は次のとおりとする。

1973年10月1日～21日	85%
10月22日～11月19日	90%
11月20日～12月19日	95%
12月20日以降	100%

(3) 上記措置により紳士協定参加各行の公共部門への信用供与が減少するのを防止するため、各行はベルギー公債保有残高を現水準に維持するとともに、要求払債務の増加額に対する公債保有比率を従来の水準(銀行

は50%)に維持する。

3. 今次措置は、従来から実施してきた流動性吸収のための紳士協定にもかかわらず国内のインフレ圧力はいっこうに収まらず、むしろ悪化しているために採られたものであり、とくに年初來各種金融機関の新規貸出が頗著な増勢を示しているのにかんがみ、貸出に対しても準備預金を課すこととなった。なお、ベルギー国民銀行では、貸出準備の算定基準につき銀行に対しては残高ベースとし、その他金融機関に対しては新規貸出をベースとしているのは、銀行が短期金融を主体とするのに対し、その他金融機関が中・長期金融を主体としているといった両者の性格の相違および統計上の制約によるものであるとしている。また、両者に対する準備率の相違も算定基準が異なることによる技術的なもので、これによる両者の負担増はほぼ同程度になるものとみている。

## ◇スイス、ネガティブ・インタレスト制度および対外ポジション規制を停止

スイス政府およびスイス国民銀行は10月1日、昨年7月以来実施してきた銀行の非居住者債務に対するネガティブ・インタレスト制度(四半期率2%)(注1)および銀行の対外ポジション規制(注2)(47年7月号「要録」参照)を、同日以降当分の間停止する旨決定した。

本措置は、投機的な短資流入のおそれが一応なくなつたとの判断に基づきとられたものである(注3)。

(注1) ネガティブ・インタレストを徵収する際のベースとなる非居住者勘定残高は、当初は月中平均残高であったが、3月1日以降月中最高残高に改められ(3月号「要録」参照)、7月1日以降再び当初の扱いに戻されていた。

(注2) 本規制は、72年10月16日以降一時的に停止され(47年11月号「要録」参照)、本年1月29日から再び実施されていた(2月号「要録」参照)。

(注3) 根拠となる政令自体は廃止されたわけではなく、たとえばネガティブ・インタレスト制度について、「スイス国民銀行は同制度を停止する権限を有する」旨政令が改正されたにすぎないので、今後必要に応じいつでも発動しうることとなっている。

## ◇スイス、1974年度連邦予算案を閣議決定

スイス政府は10月10日の閣議において、1974年度連邦予算案を決定した。本予算案の概要は次のとおり。

- (1) 一般予算の歳入は、126.6億フラン、前年度比(当初予算ベース)+13.4%、一方歳出は、128.5億フラン、前年度比(同)+13.1%と見込まれ、収支じりは195百万フランとほぼ本年度(199百万フラン)並みの赤字。歳出の各21%を占める国防支出、社会福祉関係支出はそれぞれ+6.7%、+8.0%と低い伸びにとどまったのに対し、農業関係支出(ウェイト9.8%)、教育関係支出(同10.5%)はそれぞれ+15.1%、+22.3%とかなりの伸び。

### スイス連邦予算の動向

(単位・百万フラン、△印は赤字)

		1972年度 (実績)	1973年度 (予算)	1974年度 (予算)
一般予算	歳出	10,366	11,360	12,851
	歳入	10,119	11,161	12,656
	収支じり	△ 247	△ 199	△ 195
特別予算	支出	697	856	1,018
	収入	1,100	1,121	1,669
	収支じり	403	265	651
合計	総収支じり	156	66	456

(2) また、特別予算(政府事業・資産管理に関するもの)は、651百万フランの黒字と黒字幅をかなり拡大(73年度 265 百万フラン)するため、総合収支の黒字幅は456百万フランと前年度(66百万フラン)をかなり上回る。なお、当局は予算編成にあたっては現在実施中のインフレ対策の線に沿い歳出を極力抑制するよう注力したが、当然増経費増大により名目G N P伸び率並みに抑えられたにとどまつたとしている。また、同国 Celio 蔵相は、1978年か79年以前には付加価値税を導入しない旨言明した。

### ◇オーストリア、最低準備率を引下げ

オーストリア国民銀行は10月23日、最低準備率を一律1.5%引き下げ11月1日以降実施する旨決定した。これによる凍結解除額は約36億シリングと見込まれている(従来の準備率水準については4月号「要録」参照)。

今次措置につき同行では、「クリスマス前に例年みられる金融機関の資金繰りひっ迫に対処するための一時的な措置であり、昨年11月來の物価安定対策の基調を変えるものではない。来年1月1日以降0.5%、さらに2月1日以降1.0%引き上げて旧水準に戻す予定である」旨説明している。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇第8回東南アジア開発閣僚会議の開催

第8回東南アジア開発閣僚会議(注1)は、10月11~13日東京で開催された。本会議には、従来非同盟中立の立場から参加を見送っていたビルマと、英國のE C加盟等を背景にアジア諸国との経済関係緊密化を図りつつある豪州、ニュージーランド両国がそれぞれ初参加し、インドシナ復興援助をはじめ農業、医療、教育等にわたる開発問題が討議された。今回の会議で採択された共同コミュ

ニケの主要点は次のとおり。

- (1) 本会議は、インドシナ諸国に対し人道的な救済援助と平和経済への移行に資する復興援助を緊急に実施する必要があることを確認した。また、日本がインドシナ全域に対する援助について援助国と国際機関による協調体制の早急な確立を期待しつつも、当面の必要に基づく協力の第一歩として南ベトナムに50百万ドルの援助を供与する意向である点に注目した。
- (2) 食糧問題の長期的、総合的かつ抜本的な解決策を共同で探究していくべきであるとの日本の提案を歓迎し、また同国が農業開発に対する技術・資金協力をいっそう活発化する意向であることに留意した。
- (3) 東南アジア医療保健機構(注2)が域内諸国民の健康増進と疾病の抑制を通じて福祉の増進に大きく貢献することに留意するとともに、同機構が他の国際機関と重複すべきでない旨の一部代表の発言にも留意し、同機構設立のための協定に署名する時期および場所は政府間協議を通じて決定することが了解された。
- (4) 東南アジア工科大学の設立計画については、南ベトナム政府が施設を提供する意向であるが、加盟国および国際機関によるいっそうの財政援助が必要であることを確認し、また同計画を検討するための国際的な委員会を設立する旨合意した。

(注1) 本会議は、わが国の提唱により、東南アジアの地域協力推進を目的として1966年4月発足。現参加国は次の12か国。  
フィリピン、南ベトナム、ラオス、クメール、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ビルマ、日本、豪州、ニュージーランド。

(注2) 本機構は、わが国の働きかけにより昨年の第7回会議で設立が合意された。医療、保健、医学の分野で人材養成、調査、研究などの活動を行うもので、設置場所は東京の予定。

#### ◇韓国、1973年第2四半期国民所得勘定を発表

韓国銀行は、このほど本年第2四半期(4~6月)の国民所得勘定(暫定計数)を発表した。これによると、実質G N Pは前年同期比19.3%増と前期に引き続き高い伸びを示した。これは、農林水産業部門がかんばつを映した小麦等の不作から伸び率の大幅低下をみたものの、鉱工業部門が輸出と設備投資の拡大に支えられて好伸びを続けたほか、建設業および社会間接資本部門も住宅投資の進捗などから拡大テンポを速めたことによる。

なお、同国では昨年8月以降強力な物価統制を行っているため、目下のところ物価は比較的落ち着いた動きをみせているが、先般來の急速な景気拡大に伴い上昇圧力が強まるおそれもあり、先行き問題含み。

韓国の国民所得勘定  
(前年または前年同期比増減(△)率・%)

項	目	1971年	1972年	1973年	
				第1四半期	第2四半期
G	総額	9.2	7.0	19.1	19.3
N	農林水産業	3.3	1.7	15.0	1.5
P	鉱工業	16.9	15.0	30.1	30.2
うち製造業	17.7	15.7	31.2	30.5	
建設業および社会間接資本	6.7	5.9	14.3	26.2	
その他	9.8	5.8	13.6	16.7	
G	個人消費支出	10.4	7.0	9.1	9.7
N	政府の財貨・サービス経常購入	10.7	4.4	1.3	7.2
E	国内総固定資本形成	4.7	△3.2	12.8	39.5
	財貨および用役の輸出	20.5	40.1	67.1	72.9
	(控除)財貨および用役の輸入	20.4	3.6	34.9	46.5

(注) 1970年不変価格による。

秋来暴雨を続け、本年3月9日のピーク時には1,774と72年8月末比約3.9倍に達したが、その後急落に転じ、最近は500台の水準にある。

◇フィリピン、開発4か年計画を発表

フィリピン政府は7月3日、1974~77年度開発4か年計画を発表した。同計画は、外資導入等による成長促進と並行して、すでに着手している農地改革(72年10月政令公布)などを織り込み、所得分配の公平化、地域格差の是正等を重視、「社会的意義ある成長—socially meaningful growth」を標ぼうしている。その重点施策は次のとおり。

- (1) 外資比率規制の緩和(石油開発等)、利潤送金の保証、自由貿易地域の建設推進、労働ストの規制などにより外資流入を促し(計画期間中に倍増を企図)、鉱工業とくに労働集約的工業の輸出拡大(目標、年率10%)をてことして成長を加速化する。

フィリピンの開発4か年計画

(実質伸び率、単位・年率%)

	1974~77年度 目標	1969~72年度 実績
G N P 成長率	7.0	5.8
国内資本形成	9.8	1.2
個人消費支出	5.1	3.8
1人当たりG N P	3.8	2.6
農業生産	5.0	2.9
工業生産	10.0	7.4
鉱業生産	10.0	16.6

(注) 年度は前年7月から当年6月まで。

- (2) 農地改革のほか、不動産税、贈与税およびしゃし品(酒、香水等)に対する間接税などの増税によって所得格差を是正する。
- (3) ミンダナオ島の回教徒居住地域等の後発地域においては、インフラストラクチャの建設、産業誘致を図り、地域格差の是正に資する。
- (4) 教育制度を開発に役だつよう改革し、職業・技術訓練、失業者の再教育、農業教育などを整備する。
- (5) 家族計画に関する教育の徹底、扶養控除対象子供数の制限等を通じて人口増加を抑制する。

なお、上記計画にかかる総投資額は764億ペソ(113億ドル)にのぼるが、うち政府投資(地方政府分を含む)は2割弱にとどまり、政府経常勘定からの繰入れと若干の政府ベース援助による調達が見込

香港の株価指数(Hang Seng Index)

(1964年7月=100)

1969年平均	129	1973年1月末	971	1973年6月末	623
70〃	187	2〃	1,625	7〃	698
71〃	281	3〃	1,301	8〃	600
72〃	488	4〃	734	9〃	532
72年12月末	843	5〃	763	10月26日	590

(注) 香港の株価指数(Hang Seng Index、1964年7月=100)は昨

## フィリピンの開発4か年計画の投資概要

(単位・億ペソ)

		1974年度	1977年度	1974~77 年 度 計	構成比 (%)
	総額	150	239	764	100.0
投資内訳	政府投資	24	40	126	16.5
	うち農・工業、資源	6	8	21	2.7
	運輸・通信	9	9	32	4.2
	教育・保健	2	4	11	1.4
	国内民間投資	126	199	638	83.5
資金調達内訳	政府資金	24	40	126	16.5
	うち経常勘定からの繰入れ	11	29	83	10.9
	政府ベース援助	13	11	43	5.6
	民間資金	126	199	638	83.5
	うち国内貯蓄	90	127	428	56.0
	民間外資導入	36	72	211	27.6
	(海外資金計)	49	83	254	33.2

まれているのに対し、全体の8割強を占める国内民間投資についてはその3割余を民間外資に依存する計画となっている。

## ◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、9月6日の切下げ(10月号「要録」参照)に続き、10月2日、16日の2回にわたり為替レートを1米ドル当り15ピアストル方切り下げ(切下げ率2.9~3.5%)、次のとおりとした。

	新レート	旧レート
10月16日以降	10月2日以降	9月6日以降
貿易・貿易外	ピアストル 525	ピアストル 520
米国援助物資輸入	425	420
		ピアストル 510

## ◇スリランカ、米・砂糖の配給量削減措置等を実施

スリランカ政府は10月1日、かんばつによる米の不作に加え外貨準備が十分でない(注)事情から、米・砂糖の配給量を削減し、あわせてモミの買上げ価格、小麦粉配給価格等を引き上げた。本措置の概要次のとおり。

(1) 米の配給量を1人当たり週1ポンドに削減する(従来、同2ポンド)とともに、所得税課税対象者(月収500ルピー以上)に対する配給価格を1ポンド当り1ルピーに引き上げ(従来は同0.7ルピー、課税対象者以外は従来どおり無料)、またモミの買上げ価格をブッシュル当り25ルピーに引き上げる(従来、同18ルピー)。

(2) 小麦粉はすべて配給制として(従来、一部は自由販売)、配給量を1人当たり週1ポンドにやや増す(従来、同約0.86ポンド)一方、配給価格を1ポンド当り70セントに引き上げる(従来、同48セント)。

(3) 砂糖の配給量を1人当たり月0.75ポンドに削減する(従来は同1ポンド、価格は据置き)。

(注) 平年作の場合における輸入依存度は、米は約3割、砂糖は9割強。小麦粉はほとんど輸入依存。

## ◇クウェート、1973年度予算を発表

クウェート政府は7月15日、1973年度予算(本年4月~明年3月)を発表した。本予算の概要次のとおり。

(1) 歳入面では、運輸、通信、電力関係等の収入増加(前年度比35.1%増)が見込まれているものの、大宗を占める石油収入(産油会社の所得税、利権料)が原油価格の上昇にもかかわらず生産制限措置を映じて伸び悩む(同4.8%増)と予想されているため、総額は568百万Kディナールと前年度比5.9%増にとどまる。

(2) 一方歳出面では、公共事業費を主体とする開発費がかなり増大している(同13.8%増)ほか、防衛費(同20.5%増)、社会福祉費(同13.9%増)を中心経常支出も増加し(同7.8%増)、総額は450百万Kディナールと前年度比9.0%方拡大。この結果、歳入超過額は前年度比4.8%の減少をみている。

## クウェートの1973年度予算

(単位・百万Kディナール)

	1972年度 (当初)	1973年度	前年度比 %
歳入	536	568	5.9
石油収入	507	531	4.8
(所得税)	(387)	(403)	(4.1)
(利権料)	(120)	(128)	(6.9)
関税	8	9	9.5
公営企業収入等	17	24	35.1
歳出	413	450	9.0
経常支出	311	335	7.8
開発費	102	115	13.8
歳入超過	124	118	△ 4.8

#### ◇フィジー、対英ポンド・レートを切上げ

フィジー政府は9月12日、フィジー・ドルの対英ポンド・レートを1フィジー・ドル=0.50505ポンドから同0.53191ポンドに5.3%切り上げ、同10日にさかのぼって実施する旨発表した。本措置は、同国最大の輸入相手国である豪州(輸入依存度約25%)の平価切上げ(9月9日、5%)により輸入価格の上昇が懸念されたためとられたものとみられている。

なお、同国はポンド・フロート以降におけるポンド相場の低落(72年10月中旬末までに7.2%)に伴い昨年10月25日、対ポンド・レートを5.6%切り上げたのに統いて今回の措置をとったもの。

### 共産圏諸国

#### ◇日ソ共同声明の発表

田中首相は10月7日からソ連のプレジネフ書記長を訪問したが、3日間にわたる首脳会談の後、同10日に日ソ共同声明が発表された。同声明のうち経済協力問題に関する部分は次のとおり。

- (1) 互恵平等の原則に基づく日ソ両国間の経済協力は可能な限り広い分野で行うことが望ましく、とくにシベリア天然資源の共同開発、貿易、運輸、漁業の分野における協力の促進が望まれる。
- (2) 両国間の経済協力の実施にあたって、両国政府はそれぞれその権限の範囲内で日本の企業(またはこれによって組織される団体)とソ連の権限ある当局および企業との間で契約が締結されることを促進する。
- (3)かかる契約の円滑な実施を促進するため、政府間で隨時協議を行う。
- (4)シベリア天然資源の開発については、日ソ間の経済協力が第三国の参加を排除するものでないことを確認する。

#### ◇コメコン国際投資銀行の活動状況

コメコン国際投資銀行(社)は、このほど1972年度(暦年)営業報告書を発表した。それによれば、72年末資本金は倍額増資の払込みにより368.4百万振替ルーブル(うち30%は金または交換可能通貨で払込み)と前年末比倍増したが、同年末貸出残高は24.6百万振替ルーブルにとどまり、この結果手元現預金は366.3百万振替ルーブルと71

年末(188.3百万振替ルーブル)比ほぼ倍増をみた。一方、融資承諾額をみると、71年は16件、182百万振替ルーブル(うち、交換可能通貨分56百万振替ルーブル)、72年は10件、97百万振替ルーブル(うち、交換可能通貨分57百万振替ルーブル)に達しており、貸出実行額とのギャップが目だっている。これは同行創立(1970年7月)後間もないことであり、コミットとディスバースとのズレの大きいことが主因ながら、資材、労働力の不足等を映して対象プロジェクトが必ずしも当初計画どおりに進捗していない事情にもよるものとみられている。

なお、融資承諾累計(26件、279百万振替ルーブル)の内訳等は下記のとおりで、国別ではハンガリー、ルーマニア、チェコスロバキアなどの諸国に、また業種別では自動車等の機械および化学工業に集中している点が目だつ。

#### (1) 国別融資承諾額

	百万振替ルーブル
ブルガリア	15
ハンガリー	48
東ドイツ	25
ポーランド	35
ルーマニア	79
チェコスロバキア	77

#### (2) 産業部門別融資承諾額

	百万振替ルーブル
機械工業	160
うち、自動車工業	91
その他	69
化学工業	66
軽・食料品工業	32
輸送	21

#### (3) 融資条件

##### 期間

期間	件	百万振替ルーブル
5年以下	2	10

#### コメコン国際投資銀行の貸借対照表

(単位：百万振替ルーブル)

資 产		负 債			
	1971年末	1972年末			
	1971年末	1972年末			
現 金・預 け 金	188.3	366.3	払込済み資本金	184.2	368.4
貸 出	0.5	24.6	準 備 金	0	4.8
什 器・備 品	0.2	0.3	そ の 他 負 債	0	7.7
そ の 他 資 産	0.4	0	純 益 金	5.2	10.3
資 产 計	189.4	391.2	負 債 計	189.4	391.2

5年超～10年以下	18	154
10年超～15年以下	6	115

金利は、振替ルーブル分は期間の長短に応じ4～6%、交換可能通貨分は国際金融市場の金利にスライド。

(注) コメコン諸国に対する中長期信用供与を目的として各加盟国への出資により1970年7月設立、71年1月から業務開始。授権資本金は1,052百万振替ルーブル。

#### ◆モスクワにフィンランド商業銀行の事務所開設

フィンランド最大の商業銀行である「カンサリス・オサケ・パンキ」(創立1889年、資本金1億フィンランド・マルク)は、本年10月、モスクワに駐在員事務所を開設した。これはフィンランドの銀行としてははじめてのこととで、これによりモスクワに事務所を開設している西側の銀行は合計9行となった(国別内訳では、米国3、西ドイツ2、フランス2、イタリア1、フィンランド1)。

フィンランドとソ連両国間の貿易(原則としてループル建)は72年中総額601百万ルーブルにのぼり、西側諸国との対ソ貿易では西ドイツ、日本に次ぐ第3位を占めているが、今回の事務所開設により両国間の経済関係はさらに緊密化するものとみられている。

#### ◆中国、カナダ・豪州政府と長期小麦輸入協定を締結

中国は小麦の安定供給確保をねらいとして本年10月、カナダ・豪州両国政府と長期小麦輸入協定を締結した。

カナダとの協定によると、中国は1974～76年の3年間に同国から224百万プッシュルの小麦(6.1百万トン、10月22日現在のシカゴ市場相場<1プッシュル当り4,585ドル>で約10億米ドル相当)を輸入することが合意されており、これに基づき、さしあたり74年上期デリバリー分として37百万プッシュル(1.0百万トン、同約1.7億米ドル相当)の輸入契約が締結された。また豪州との協定によれば、中国は同じく74～76年間に173百万プッシュル(4.7百万トン、同約7.8億米ドル相当)を上限として小麦を輸入することとなっている。

なお、72/73穀物年度における中国の小麦輸入実績は、カナダ4.6百万トン、豪州0.5百万トンなど総計約6.0百万トンと推定されている。

#### ◆中国における1973年上期の設備投資

標記実績に関する北京周報(中国政府の広報誌)の報道次のとおり。

本年に入って設備投資プロジェクトの建設ピッチが加速化し、基幹産業部門における北京、上海、遼寧など16省・市の建設竣工面積は、本年上期中、前年同期比21%増、設備据付け額は同17%増、労働生産性は同16%の上昇を示した。なかでも鉄鉱石、石炭、石油、発電関係の生産能力の増加幅は前年同期の2倍ないし数倍に拡大した。また基幹部門以外でも、農業機械、軽工業製品、冶金、圧延関係などの生産能力は引き続き増加をみている。

#### ◆北朝鮮の1973年上期生産動向

朝鮮中央通信(北朝鮮政府の報道機関)の報道によると、73年上期の生産はきわめて順調で、すべての部門で前年同期の実績を上回った。部門別では、一般機械、電気機械、農業機械等機械部門の生産が前年同期を1～7割方上回ったのをはじめ、軽工業部門でも当期の計画を超過達成し、多くの工場が現行6か年計画(注)(1971～76年)の73年末目標をすでに達成した。また石炭、鉄鉱石などの鉱業部門も順調な伸びを示し、他方社会資本関係では上期中に清津一羅津間の鉄道開通(80キロメートル)、鶴綠江かんがい工事の完成をみるなど建設ピッチが高まっている。

(注) 北朝鮮は、現行6か年計画において工業部門の振興を重点に掲げ、同計画期間中に工業生産を2.2倍(成長率、年率14.1%)に拡大する計画に取り組んでいる。

#### 北朝鮮の1973年上期生産実績

品目	前年比伸び率%	品目	前年比伸び率%
一般機械・電気機械・農業機械	11.0～73.0	鉄鉱石	13.5
うちトラクター	78.0	鉄鋼	13.8
自動車	33.2	電力	19.8
石炭	10.4	うち水力発電	20.7